木 農 水 第 1 5 4 2 号 一 2 令 和 7 年 10 月 2 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長 渡辺 芳邦

市町村名		木更津市						
(市町村コード)	(12206)							
地域名	井尻地区							
(地域内農業集落名)		(井尻地区)						
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年9月25日						
励哉の結果を取り	まとめバに千月口	(第1回)						

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

|当地区では、主に水稲が耕作されており、耕作者は18名である。

課題として以下の事項が挙げられる。

- ・水はけが悪いため水稲の耕作は不向きの所もあり土水路のU字溝化が待たれる。
- ・高齢化が進んでおり、担い手不足である。アンケート調査の結果、43件の回答が得られ、担い手の有無では、有:13件(30%)、無:30件(70%)であった。
- ・概ね10年後の農業の展望では、経営規模拡大:1件(3%)、現状維持19件(44%)、規模縮小:16件(37%)、経営譲渡4件(9%)、未定3件(7%)となっており、担い手がいない状況が続くと耕作放棄地の拡大が懸念される。
- (2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、多面的機能直接支払交付金を活用しているが、耕作者及び担い手に更なる農地集積・集約を進め地域の農業生産体制を整備強化し、耕作者及び担い手との協力・役割分担により保全管理を図る。また、地域内の一般住民に対して、保全管理活動が地域農業を守る活動であることを組織代表者会議、会報及び区内広報等で周知することで、これまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

(1	)農用地	の集積	、集約化	;の;	<b>与針</b>										
耕	耕作者がいない農地を中心に集約・集積を図り、農地の効率化を促進し、耕作放棄地の防止に努める。														
(2	)農地中	間管理	機構の流	f用	 方針										
						間管理	幾構を活	用し	、規模	拡大を	目指	している	る者への	)集約	を図っていく
(3	)基盤整	備重業	への取組	日方	<del></del>										
_	い手のニ				- •	活用す	る等給言	<del>1</del> 1.7	1.14.						
1,=	0 - 1 02 —	- /\-	口のたい	ım 19	) <del>1</del>	74713 9	0 T 1X 1	10	-0-10						
( 4	\ \&\ \+\	4 <u>2 24 1</u> ±	<u> </u>	<u> </u>	÷ 🙃 🖽 🗸										
_	)多様な						古惟士回	77 -	· 1-75 ·	ᄔᆎᆂᅷᇊᆉ	<del>-1 -1 :</del>	` ク <del> </del> + + +		+ <i>∩ T</i> ±	アロー女ルフ
宗	"叩、辰彡	卡安貝克	まい辰協	۷ζ	の渕利	:(茂 美 乙)	医携を区	10 C	. کا گری	心以(7)	ייעאי	つ多体/	よ経呂14	予して 相	[保に努める
	)農業協														
						设を地域	内で共	有し、	.農業	者が適切	刃なり	ナービス	スを活用	できる	るようにするこ
で	、遊休農	地の解	消·防止	を区	る。										
以	下任意訂	己載事項	<b>頁</b> (地域σ	)実	情に応し	て、必	要な事項	を退	選択し、	取組方	針を	記載し	てくださ	い)	
	①鳥獣	被害防	止対策	<b>V</b>	②有機	 • 減農薬	- -減肥料		③スマ	······ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>E</b>	<b>④畑地</b>	化•輸出等	<b>₽</b>	5果樹等
	0			[7]	O 11 III			_			_	-		4_	
	6燃料			<u> </u>	少保至	*管理等	<del></del>	Ů	め戻す	美用施設	ž	9)耕亩	<b>新連携等</b>	<b>手</b>   ⊴	⑪その他
	選択した_			_											
	有機農業														
$\sim$															修理や交換
	寺か発生 の補助金					、多囬ㅂ	的饿肥文	く払う	(川)金(	<b>ル</b> 活用 「	可否?	と休王	云して旧訳	災でり	るとともにそ
					-	<b>- 地権</b> 老	と耕作	老問	で協議	1.お耳	7 L.N.	- 合音	ナーラネー	で決定	≘をする。 なお
	定事項に							□ IPJ	C 1717 LTD	.0( 05_	_ ,	- H /6/C	<i>)</i> ,	C // \	
10	今後行れ	つれる地	域計画(	(案)	の確認	は、地え	元代表者								
								等に	より修	正され	た地	域計画	変更案	等をな	公表し、公表し
た	ことを回り	見等で周	り知し意	見を	·募る形	式とする	5.								

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項